

ないかくふしょう しゃせいどかいかくすいしんかいぎだい かいがいごういけんしょ
内閣府障がい者制度改革推進会議第2回会合意見書（2010年2月2日）

ながせおさむ
長瀬 修

しょうがいしゃきほんほう こくさいきょうりょく かん じょうぶん しんせつ ていあん
○障害者基本法に国際協力に関する条文の新設を提案します。

りゆう
○理由

ほんすいしんかいぎ おお かだい しょうがいしゃ けんりじょうやく じんけんじょうやく はじ
本推進会議にとって大きな課題である、障害者の権利条約は、人権条約として初

こくさいきょうりょく か かん どくりつ じょうぶん ふく だい じょう どうじょうやく ひじゅん
めて、国際協力に関する独立した条文を含んでいます（第32条）。同条約の批准

ていけつ にほんこくない せいさく こくさいきょうりょくぜんばん とく かいほつえんじょ
（締結）のためには、日本国内の政策だけでなく、国際協力全般、特に開発援助に

しょうがいしゃ じんけんほしょう しょうがい もと さべつてつぱい ふかけつ
おいて、障害者の人権保障と障害に基づく差別撤廃は不可欠です。

かっきてき しょうがいとうじしゃ さんか せいりつ しょうがいしゃ けんりじょうやく こくさいてき じっし
画期的な障害当事者の参加により成立した障害者の権利条約の国際的な実施、と

たいへいようちいき じっし にほん こくさいきょうりょくぜんばん とく かいほつえんじょ
りわけアジア太平洋地域での実施のために、日本の国際協力全般と特に開発援助

かんする しょうがいしゃじしん さんかそくしん か か
に関する、①障害者自身の参加促進と、②バリアフリー化とインクルーシブ化のた

ほうてき こんきよ めいかく ひつよう しょうがいしゃ けんりじょうやく
めに、法的な根拠を明確にする必要があります。そのためには、障害者の権利条約

にほん しょうがいせいさく こんほん しょうがいしゃきほんほう こくさいきょうりょく かん
にならって、日本の障害政策の根本をなす障害者基本法に、国際協力に関する

どくりつ じょうぶん しんせつ さいぜん
独立した条文を新設することが最善です。